

岡山市子育て短期支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の社会的事由により児童「(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条に規定する児童をいう。以下同じ)」を一時的に養育し、又は保護する必要が生じた場合にこれらの者を一定期間児童福祉施設等において養育し又は保護する事業(以下「事業」という。)の実施に必要な事項を定め、もってこれらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、岡山市とする。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、本市に住所を有する児童で、その保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他社会的事由又は育児疲れ、育児不安等身体的若しくは精神的な事由により、一時的に家庭において養育が困難となったものとする。

(事業の内容及び実施方法)

第4条 市長は、前条に規定する児童に対し、岡山市善隣館において短時間、児童を養育し、又は保護する事業(以下「ショートステイ事業」という。)を実施するほか、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に掲げる施設(以下「実施施設」という。)にショートステイ事業を委託するものとする。

- (1) 2歳未満の児童 別表第1に掲げる乳児院
- (2) 2歳以上の児童 別表第2に掲げる児童養護施設

2 ショートステイ事業の実施期間は、7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(利用手続)

第5条 事業を利用しようとする者は、岡山市子育て短期支援事業利用申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合で、第3条の要件に該当すると認めるときは、岡山市子育て短期支援事業利用許可通知書(様式第2号)により申請者及び実施施設の長に通知するものとする。

3 市長は、利用の許可を行わないときは、岡山市子育て短期支援事業利用申請却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第6条 利用の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、岡山市子育て短期支援事業利用異動届(様式第3号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用する必要がなくなったとき。
- (2) 利用申請理由に変更が生じたとき。
- (3) 利用期間を変更する必要があるとき。

(利用の中止)

第7条 市長は、利用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を中止することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 前条の届出義務を怠ったことが判明したとき。

(実施施設等)

第8条 実施施設は、事業の実施に当たっては、養育及び保護について専門的知識を有する者を充てなければならない。

(実施施設等への児童の送迎)

第9条 児童の実施施設への送迎は、原則、保護者において行うものとする。

2 ただし、保護者が児童に付き添うことが困難である場合等には、児童の安全性の確保や利用者の負担軽減等のため、実施施設は、児童の居宅から実施施設等の間や実施施設から保育所や学校等の間について、職員により児童への付き添いの実施に努めること。

(費用)

第10条 市は、事業の委託に要する経費を実施施設に支弁するものとする。

2 事業の利用者は、別表第3に定める区分に応じ、事業の委託に要する経費の一部を負担しなければならない。

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 子育て短期支援事業の利用に係る手続その他準備行為は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

ショートステイ事業(乳児院)

施設種別	実施施設名	所在地	経営主体
乳児院	旭川乳児院	岡山市北区祇園866番地	社会福祉法人旭川荘

別表第2(第4条関係)

ショートステイ事業(児童養護施設)

施設種別	実施施設名	所在地	経営主体
児童養護施設	南野育成園	岡山市北区北長瀬表町二丁目14番2号	社会福祉法人南野育成園
	岡山聖園子供の家	岡山市北区天神町6番34号	社会福祉法人みその児童福祉会
	新天地育児院	岡山市中区門田本町四丁目2番30号	社会福祉法人新天地育児院
	若松園	岡山市中区海吉206番地	社会福祉法人備作恵済会若松園

別表第3(第10条関係)

事業区分	児童の区分	利用者の世帯区分	利用者の負担額	
ショートステイ	2歳未満児	生活保護世帯	0円	
		市民税非課税世帯	母子・父子・養育者世帯	0円
			その他の世帯	1日につき 1,100円
		その他の世帯	1日につき 5,400円	
	2歳以上児	生活保護世帯	0円	
		市民税非課税世帯	母子・父子・養育者世帯	0円
			その他の世帯	1日につき 1,100円
		その他の世帯	1日につき 2,800円	

備考 次の(1)又は(2)に該当する者で、前年の所得(地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が125万円以下の場合には、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、同法第295条の規定により市民税非課税として取扱う。

(1)婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの

(2)婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有するもの

岡山市子育て短期支援事業利用申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請 住 所
氏 名
電話番号

次のとおりショートステイを利用したいので、岡山市子育て短期支援事業実施要綱

(平成8年市告示第444号)第5条の規定に基づき申請します。

利用施設名			
利用児童	住 所	岡山市	
	フリガナ 氏 名		(男・女)
	生年月日	年 月 日 (歳)	
保 護 者	フリガナ 氏 名		
	連絡先	☎ () -	
利用期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
理 由	①疾病 ②出産 ③看護 ④事故 ⑤災害 ⑥冠婚葬祭 ⑦失踪 ⑧転勤 ⑨出張 ⑩学校等の公的行事への参加 ⑪その他 ()	(具体的理由)	
世帯区分	生活保護世帯 市民税非課税世帯(父子・母子・養育家庭、その他) その他の世帯		
遵守事項	(1) 入所後は、施設の管理規則を守ります。 (2) 利用期間が満了したときは、直ちに退所します。		

岡山市子育て短期支援事業利用許可（却下）通知書

年 月 日

様

岡 山 市 長 印

年 月 日付で申請のあった ショートステイ の利用について

は、次のとおり決定したので、岡山市子育て短期支援事業実施要綱(平成8年市告示第444号)第5条の規定に基づき通知します。

<input type="checkbox"/> 事業の利用を許可しました。			
<input type="checkbox"/> 事業の利用を却下しました。			
利用施設名			
利用児童	住 所		
	フリガナ 氏 名		
	生年月日	年 月 日 (歳)	
保 護 者	フリガナ 氏 名		
	連絡先	☎	
利用期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
一部負担金	1日(回)につき 円	合計金額	円
却下理由			

岡山市子育て短期支援事業利用異動届

年 月 日

岡山市長 様

申請 住 所
氏 名
電話番号

ショートステイ について、次のとおり異動事項が生じたので岡山市子育て短期
支援事業実施要綱(平成8年市告示第444号)第6条の規定に基づき届け出ます。

利用施設名			
利用児童	住 所		
	フリガナ 氏 名		(男・女)
	生年月日	年 月 日 (歳)	
保 護 者	フリガナ 氏 名		
	連絡先	☎ () -	
利用期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
異 動 事 項	(1) 利用の必要がなくなった (2) 利用申請理由に変更が生じた (3) 利用期間を変更する必要が生じた [年 月 日まで (延べ 日間)] (4) その他 (具体的に) []		